

(参考) 契約締結から中間前払金支払までの流れ

- 1 請負代金額 100 万円以上の工事において、契約締結後、受注者は契約締結日から 20 日以内に前払金保証証書を添付の上、前払金の請求を行う。
ただし、繰越工事において前払金係る予算が執行されないことにより契約年度において前払金を受けることができない場合は、契約年度の 4 月 1 日から 20 日以内に請求を行うことができる。
- 2 発注者は前払金請求書、前払金保証証書を受領し、14 日以内に前払金を支払う。
- 3 受注者は、中間前金払の要件を満たした後、中間前払金を希望する工事について、中間前金払認定請求書を発注者に提出する。
- 4 発注者は、中間前金払の要件を満たしているか確認し、7 日以内に中間前金払認定調書の発行を行う。
- 5 受注者は、中間前金払認定調書の受領後に中間前払金保証証書を添付の上、中間前払金の請求を行う。
- 6 発注者は中間前払金請求書、中間前払金保証証書を受領し、14 日以内に中間前払金を支払う。

中間前金払の支払チャート

- ① 受注者から工事担当課へ「中間前金払認定請求書」を提出
- ② 中間前払金認定請求書提出後 7 日以内に、工事担当課から「中間前金払認定調書」を受領
- ③ 受注者から保証会社へ「中間前金払認定調書」を提出し、保証を申込み
- ④ 保証会社から受注者へ「中間前払金保証証書」を発行
- ⑤ 受注者から工事担当課へ「中間前払金保証証書」と「中間前払金請求書」を提出
- ⑥ 工事担当課から受注者へ中間前払金の支払
(指定金融機関の口座へ振込)

